

技能実習制度は、新たな制度へ 政府の有識者会議が「中間報告書」を公表

2022年12月から7回にわたり開催された政府有識者会議の中間報告書が、今年5月11日、法務大臣に提出されました。報告書には、両制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる新たな制度を目指し、その論点と共に基本的な考え方が示されました。(公表された「中間報告書概要」を抜粋)

論点 目的と実態を踏まえた制度の在り方

現状 人材育成を通じた国際貢献

新たな制度

- 技能実習制度は廃止し人材確保と人材育成(未熟練労働者を一定の専門性や技能を有するレベルまで育成)を目的とする新たな制度の創設(実態に即した制度への抜本的な見直し)を検討
- 特定技能制度は引き続き活用する方向で検討し、新たな制度との関係性、指導監督・支援体制の整備などを引き続き議論

論点 外国人が成長し中長期活躍できるキャリアパス制度の構築

現状 職種が特定技能の分野と不一致

新たな制度

- 新たな制度と特定技能制度の対象職種・分野を一致させる。技能評価の在り方等は引き続き議論
- 現行、対象分野でない技能実習職種の特定技能1号・2号対象分野への追加は、必要性を前提に検討

論点 受入れ見込数の設定等の在り方

現状 受入れ見込数の設定のプロセスが不透明

新たな制度

- 業所管省庁における取組状況の確認や受入れ見込み数等の設定、対象分野の追加等は、様々な関係者の意見やエビデンスを踏まえ判断される仕組みとする等、プロセスの透明化を図る

論点 転籍の在り方(技能実習)

現状 原則不可

新たな制度

- 人材育成に由来する転籍制限は残しつつも、制度目的に人材確保を位置付けることから、制度趣旨と外国人保護の観点から、従来より緩和する(転籍制限の在り方は引き続き議論)

論点 管理監督や支援体制の在り方

- 現状**
- 監理団体、登録支援機関、技能実習機構の指導監督や支援の体制面で不十分な面がある
 - 悪質な送出機関が存在

新たな制度

- 監理団体や登録支援機関が担う機能は重要。他方、人権侵害等を防止・是正できない監理団体を厳しく適正化・排除する必要
- 監理団体や登録支援機関の要件厳格化等により、監理・支援能力の向上を図る(機能や要件は優良団体へのインセンティブも含め引き続き議論)
- 外国人技能実習機構の体制を整備した上で管理・支援能力の向上を図る
- 悪質な送出機関の排除に向けた実効的な二国間取決めを強化

論点 外国人の日本語能力向上に向けた取組

現状 本人の能力や教育水準の定めなし

新たな制度

- 一定水準の日本語能力を確保できるよう就労開始前の日本語能力の基準及び来日後において日本語能力が段階的に向上する仕組みを設ける

中間報告書で示された検討の方向性に沿って具体的な制度設計を議論し、今年秋を目途に最終報告書が取りまとめられます。

～中間報告書公表を受けて～ 副理事長 澤村 美喜

マスコミ各社が、中間報告書に記載された「技能実習制度の廃止」「新たな制度」を強調したため、私たちは混乱しました。そこで、中間報告公表後の5月19日、私は、法務省及び国土交通省の関係者(国会議員や元官僚)を訪ねました。関係者は口を揃えるように、「技能実習制度をシンプルにするが無くさない。ただし、不適切な団体や企業の排除方法を検討している。」と、一歩踏み込んだ内容を教えてくれました。

現在、外国人技能実習機構が行う、監理団体や企業向けの実地検査は、「抜き打ち形式」が原則となっています。予期せぬ事項を指摘され、不適切な団体・企業と見なされないよう、日ごろから適正な運用を心がけ、「新たな制度」を迎え入れたと思います。

家族帯同・在留期間更新に上限なし 「特定技能2号」が11分野に拡大

「特定技能制度」は、5年を上限に働く「特定技能1号」と、家族を帯同し在留期間更新に上限がない「2号」に分かれています。「建設」と「造船・舶用」の2分野でしか認められていなかった「2号」が、6月9日の閣議で11分野に拡大されることが決定しました。

どの分野であっても、「特定技能2号」へ移行するためには、〔1〕技能水準及び〔2〕評価方法のいずれも満たす必要があります。なお、特定技能2号評価試験で使用される言語は、日本語のみとなるため、試験対策には相応の準備が必要です。

以下、公表されている2つの分野の移行要件は、次のとおりです。

◎ 建設分野

〔1〕技能水準

建設現場において複数の建設技能者を指導しながら、工程を管理する「班長」としての実務経験を必要とする。必要な年数は、試験区分ごとに国土交通省が定める。

〔2〕評価方法 (①②を選択、②が用意されていない職種あり)

建設分野特定技能2号評価試験・・・①

- 実施主体：JAC(一般社団法人建設技能人材機構)
- 実施方法：コンピュータ・ベースド・テスト(CBT)方式

「技能検定1級」又は「技能検定単一等級」・・・②

- 実施主体：都道府県(都道府県職業能力開発協会)
- 実施方法：学科試験及び実技試験

◎ 製造分野

〔1〕技能水準

熟練した技能を持ち、現場の作業者を束ねて指導、監督ができ、日本国内に拠点を持つ企業の製造現場における3年以上の実務経験を必要とする。

〔2〕評価方法 (①②を選択、②が用意されていない職種あり)

製造分野特定技能2号評価試験・・・①

製造分野特定技能2号評価試験

- 実施主体：経済産業省(新規作成)
- 実施方法：筆記試験(技能検定1級と同等基準)

ビジネス・キャリア検定3級

- 実施主体：中央職業能力開発協会
- 実施方法：四肢択一筆記試験
- 受検区分：生産管理プランニング区分
生産管理オペレーション区分のいずれか

技能検定1級・・・②

- 実施主体：都道府県・指定機関
- 実施方法：学科試験及び実技試験
- 受検区分： casting, 鍛造, ダイカスト, 機械加工, 金属プレス加工, 鉄工, 工場板金, めっき, アルミニウム陽極酸化処理, 仕上げ, 機械検査, 機械保全, 電子機器組立て, 電気機器組立て, プリント配線板製造, プラスチック成形, 塗装, 工業包装のいずれか

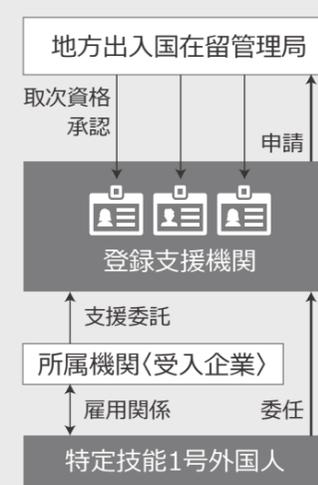
特定技能2号への準備

- 1) 特定技能2号に対する本人の意思確認
- 2) 評価方法①②の選択、申込み、試験勉強の支援
- 3) 家族への日本語教育・生活環境の整備
- 4) 特定技能2号の在留申請

「登録支援機関」の申請取次 ←

申請取次とは、原則として外国人本人が行う在留申請を、監理団体や登録支援機関等の職員が代わりに申請することです。

登録支援機関の職員が行う申請取次は、特定技能1号として受け持っている外国人を対象となるため、その者が、特定技能2号へ移行する際の在留申請も取次ぐことができます。



～永住の道が開く“特定技能2号”～ 事務局課長 林 知子

“永住者”という在留資格は、日本人と同じようにどんな仕事にも就くことができます。入管法で定められている全29種類の中で、最上位の在留資格です。

特定技能2号外国人が日本に5年以上在留し、今までの在留期間を通算して10年以上になれば、“永住者”の在留申請をすることができます。なお、申請書には、〔1〕法律の遵守、公的義務の履行等の証明 〔2〕独立生計を営む資産や技能を有することの証明 〔3〕日本人又は永住者の身元保証人等の提出が必要となります。

当組合が申請取次をした特定技能2号外国人4名のうち、2名が家族と日本で一緒に暮らしています。当組合の支援はすでに終了しているため、家族へのサポートや在留申請に関する相談は、行政機関や専門家との連携を図り、受入れ企業が主導していくこととなります。

インドネシア技能実習生が8年半で600人超問題が少ない理由に迫る！

当組合が、送出機関LPK-ZENからインドネシア人の技能実習生を受け入れ始めたのが2014年11月。8年半が経ち、延べ人数は623人(2023年6月20日時点)となりました。

インドネシアの技能実習生は、中国やベトナムに比べると、犯罪・喧嘩・ギャンブル・失踪等の大きな問題がないことが最大の特徴です。なぜ、問題が少ないのでしょうか。LPK-ZENの女性経営者ヤンティ・ヨギア代表とインドネシア駐在する山田浩士理事に、候補者の選定や事前教育の方針、その他独自の取組みについて伺いました。

Q1 技能実習生は、どのように候補者を集めていますか。

LPK-ZENでは、西ジャワ、中部ジャワ、東ジャワ地域の職業高等学校12校と提携し、毎年卒業生を200～300人、技能実習候補者として監理団体へ紹介しています。

インドネシアの高等学校は6月が卒業時期のため、7月以降は初々しい人材を選抜することができます。

特に自動車業界(機械・金属関連)、をはじめ、建築・建設、溶接、塗装、工業包装、プラスチック成形、家具製作、酪農、畜産・耕種農業、食品製造関連等に力を注いでいます。引き続き新たな職業高等学校との連携と共に、候補者の能力開発に務めていきます。



訪日を希望する技能実習候補者



選抜会・面接試験の様子

Q2 事前の日本語教育や職業訓練は、どのように行っていますか。

採用が内定した技能実習候補者は、卒業後、全寮制によるトレーニングセンターに入所します。LPK-ZEN独自の教育カリキュラムによる日本語教育の他、日本の文化・規律・習慣等を徹底的に教えることにより、誠実で意欲あふれる人材形成へ導きます。

また、訪日後、職場におけるコミュニケーション能力や基礎的な技能・技術を身に付けるため、日本で従事予定の職種に応じて、提携先の職業訓練校で実地訓練を行います。具体的には、インドネシアにある日本法人のASTRA HONDAやKOMATSU、地元の優良企業の工場等で、オンジョブトレーニング(OJT)方式による就業体験を実施し、品質管理や品質改善の基本的な考え方となっ



コマツインドネシアの看板

ている「5S」(整理・整頓・清掃・清潔・躰)について学びます。訪日後に、即戦力となり得る人材育成を目指しています。

Q3 日本語教育の重点を教えてください。

LPK-ZENが運営するトレーニングセンターでは、技能実習生が日本に入国するまでに、JLPT(日本語能力試験)のN4レベルを目指し、日本語教育を行っています。

通常の会話力、読解力に加え、特に「漢字」に注力し、毎日最低4個の「漢字」を書き続け、1年間で1,440個、3年間で4,320個を覚えるよう指導しています。「漢字」を書き続けることによって、日本語にとって「漢字」が大切なものだと感じてもらいます。

訪日後、日本語能力試験(JLPT)の上位級であるN3やN2に挑戦する気持ちを醸成しています。

Q4 今後の展望について教えてください。

以前、中部ジャワにあるプルバリンガという溶接専門の職業高等学校で候補者を選抜した際に、校長先生が、「プルバリンガ市は、優秀な生徒たちの授業料を無償にする等の援助を行い、現地の優良企業やオーストラリアの企業に送り出している。」と話されました。LPK-ZENとしては、他の職種の職業高等学校との連携を増やし、より優秀な生徒が選抜できるよう整備していきたいと考えています。



西ジャワのSMK COREBON職業高等学校

また、インドネシアでは、韓国や台湾での就労を希望する若者が増えています。LPK-ZENでは、引き続き日本への送り出しを中心に活動したいと思えます。

COMPANY PROFILE

名称：LPK ZEN TRAINING CENTER
(送出機関番号：IDN000186)
本店：西ジャワ州ボゴール市
設立：2011年
代表者：Jantie Jogia S.H.
社員数：8人
送出実績：1,051人(概数)

ひとことMEMO

インドネシア人の従順・温厚・寛容な国民性は、日本人とよく似た面があり、日本社会に早く溶け込みやすいといえます。また、正しい技術指導をいただければ、手先の器用な若者も多く、即戦力になりやすいと思えます。

インドネシア INDONESIA



基本情報

面積：約192万平方km(日本の約5倍・13,466の島数)
人口：約2.738億人(2021年・世界銀行公表、世界4位)
首都：ジャカルタ
人種：大半がマレー系(約300種族)
言語：インドネシア語
宗教：イスラム教87.21%、キリスト教9.87%
ヒンドゥー教1.69% ※バリ島住民は9割がヒンドゥー教
通貨：ルピア(IDR)

政府公表の祝日

- 1月1日 西暦新年
- 1～2月 イムレック(中国暦新年)
- 3月 ニュピ(サカ暦新年)
- 3～4月 キリスト受難日
- 5月1日 勤労の日
- 5月 ワイサク(仏教大祭)、ムハマッド昇天祭、キリスト昇天祭
- 6～7月 イドゥル・フィットリ(断食明け/ヒジュラ暦により毎年変動)、政令指定休日
- 8月17日 独立記念日(1949年オランダから独立)
- 9月 イドゥル・アドハ(メッカ巡礼最終日)
- 10月 ヒジュラ暦新年
- 12月25日 クリスマス
- 12月 政令指定休日
- 12～1月 ムハマッド降誕祭

※ 西暦の他に、中国暦、ヒンドゥー教のサカ暦、イスラム教のヒジュラ暦で新年を4回祝う。

教育システム

- 学校年度：7月～6月
2学期制：①7～12月 ②1～6月
- 6歳 就学前教育(幼稚園)
 - 7～12歳 小学校) 義務教育
 - 13～15歳 中学校)
 - 16～17歳 高等学校
 - 18歳～ 学士課程・ディプロマ



インドネシアのイスラム教徒(ムスリム)の特徴は？

インドネシアでは、ムスリムの戒律は中東ほど厳しくありません。戒律を守らず、お酒やタバコを嗜んだり、断食(サウム)や礼拝(サラ)をしなかったり、ヒジャブを身に付けない女性もいます。逆に、熱心なムスリムもいます。インドネシアのムスリムの信仰心には個人差があるようです。

ヒジャブ(インドネシアでは「ジルバブ」)とは？

イスラム教徒には、コーランが定める戒律で、女性は髪や肌を見せないという定めがあり、ヒジャブは女性の貞操を守るためとされています。倫理感に反して男性を誘惑しない、という証でもあります。

インドネシアでは、小学生になると家族と相談してヒジャブを身に付けるかどうかを決めるそうです。